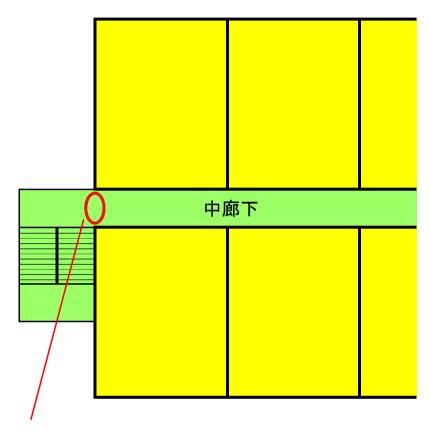
webサポート資料



中廊下から通ずる屋外階段・屋外避難階段の防火設備の設置



●竪穴区画(令第112条第11項)

「直接外気に開放されている廊下」とは開放片廊下を指し、中廊下は該当しない。よって屋外階段と中廊下は<mark>竪穴区画</mark>をする必要がある。

●屋外避難階段に通ずる出入口(令第123条第2項第二号)

屋内から階段に通ずる出入口には、令第123条第1項第六号の<mark>防火設備</mark>を設ける必要がある。

●延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部(法第2条第九号の二) 防火設備を設ける必要がある。

※「大阪市建築基準法取扱い」参考